

序章

都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法に規定される法定計画であり、都市計画やまちづくりを進めるための指針とされています。

- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（同法第 18 条の 2）のことで、都市計画に関する基本的な方針を町民の意見を反映させて定めるもので、都市計画区域を有する市町村は都市計画マスタープランの策定が義務づけられています。
- 町議会の議決を経て定められた「総合計画」（現行計画：山北町第 5 次総合計画）と、都市計画区域ごとに神奈川県知事が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に則して定めることとされています。
- まちづくりの将来像を描くもので、地域の課題を解決するために土地利用を誘導したり、都市施設を整備していく方針を示すものです。

2 山北町都市計画マスタープランの役割

山北町都市計画マスタープランは「山北町第 5 次総合計画」や「山北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等と整合を図りながら、「山北町第 3 次土地利用計画」などの個別計画と連携し、総合的かつ計画的にまちづくりを進め、今後の法定都市計画決定、都市計画事業の推進等における指針となるものです。

- 都市計画マスタープランは、具体的な整備プログラムではなく、まちづくりの目標や土地利用などについての方針を提示するものです。
- おおむね 20 年後の都市ビジョンや施策の基本方針を示すもので、今後のまちづくり（都市計画行政）の指針となるものです。
- 「山北町第 5 次総合計画」やその他の関連する計画と整合を図り定めるものです。
- これまでのアンケート等、町民の意見を反映して策定される本町の特色を生かした都市計画の指針であり、町民の都市計画に対する理解とまちづくりへの主体的取り組み・参加を促していくものです。

まちづくりは、町民をはじめとする多くの方々の多様な価値観やニーズの下で将来的な課題に対応していくため、長期的な視野をもって進める必要があります。特に、人口減少社会が現実となった現在では、放置空き家や空き地の増加による住環境（衛生・防犯・防災も含め）への影響等、これまでとは異なる新たな課題への対応も必要となっています。これらの広範な課題に対応するため、これからまちづくりは行政だけではなく、住民や事業者等との協働の下に進める必要があります。

また、現在、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された SDGs への取り組みが、全世界的に進められています。SDGs とは Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、国

連に参加する 193 の加盟国が 2016 年から 2030 年までの 15 年間で達成するものとして掲げた貧困、飢餓、健康・福祉、教育などの国際目標です。

SDGs では、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。我が国においても、国を挙げて SDGs の達成に向けた取り組みが始まられており、2016 年 2 月に政府が決定・発表した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において地方自治体を含むあらゆる利害関係者が協力して SDGs の推進に取り組むとされたとおり、自治体レベルにおける取り組みも進められています。市町村などの基礎自治体は国や都道府県と住民や事業者等の連携を取ることができる位置にあるため、その役割は SDGs の推進にあたって極めて重要です。

持続可能な社会の実現という SDGs の理念に対し、本町も将来を見据えたまちづくりを推進します。持続可能な世界を実現するという世界共通の取り組みに対して、本計画ではまちづくりの観点から貢献することにも配慮して施策の展開を行います。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 山北町都市計画マスタープランの目標年次

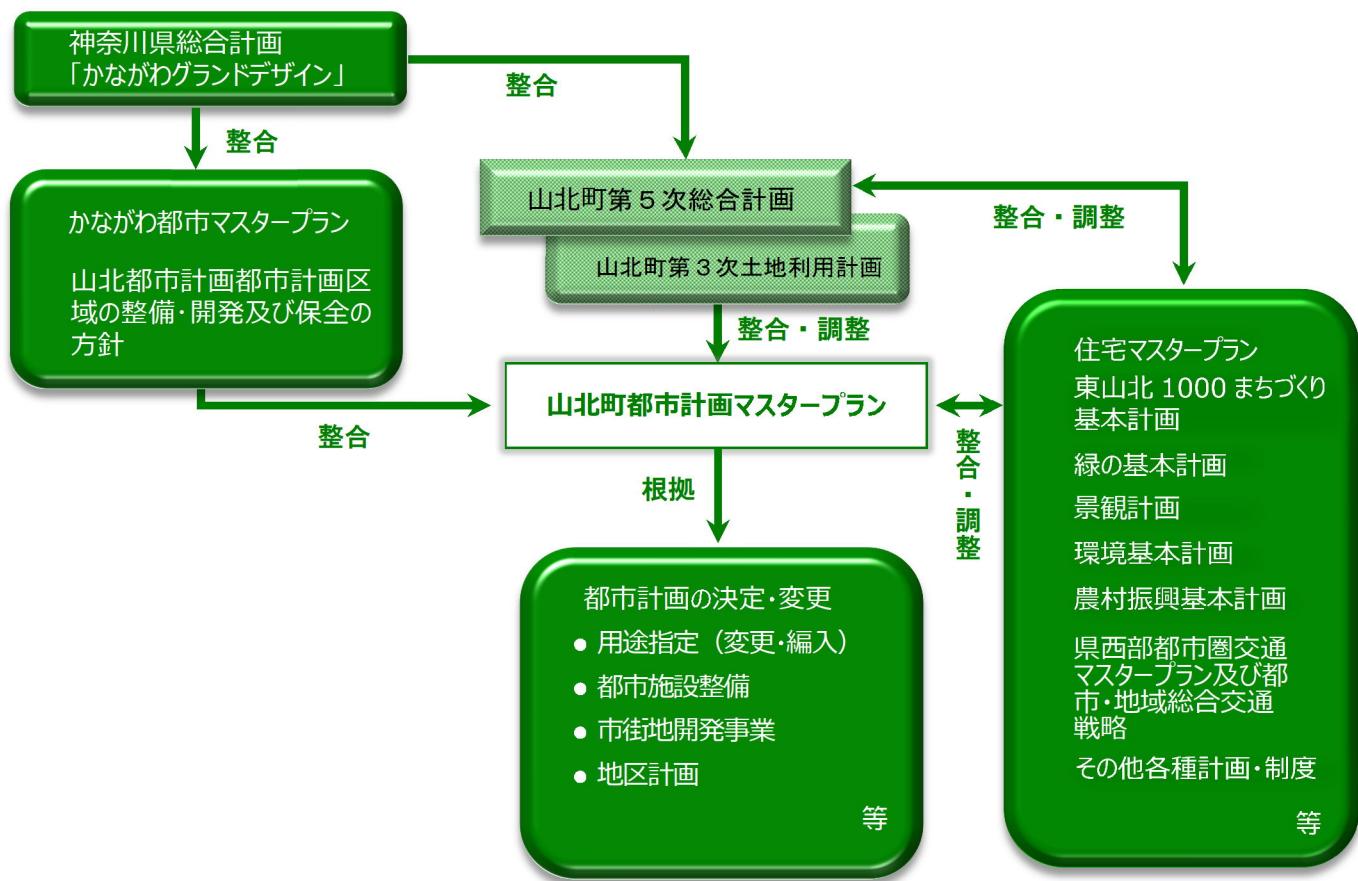
山北町都市計画マスタープランは、「山北町第 5 次総合計画」に則して、長期的な取り組みによってまちづくりの目標を実現していくことから、20 年後の町の将来象を見据えつつ、目標年次を 10 年後の令和 12 年度とします。ただし、社会経済情勢の急激な変化等が生じた場合には、必要に応じて内容の見直しを行います。

4 山北町都市計画マスタープランの対象区域

都市計画区域のほか、都市計画区域外の地区別構想も検討するため、本町行政区域を計画の対象区域とします。

5 山北町都市計画マスタープランの位置づけ

山北町都市計画マスタープランは、神奈川県総合計画「かながわグランドデザイン」やかながわ都市マスタープラン、山北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び「山北町第5次総合計画」等に則しながら、町の定める都市計画の基本的な方針を示すものです。その策定にあたっては、住宅マスタープラン等の関連計画との整合や調整を行いつつ進め、その内容は具体的な都市計画の根拠となります。



6 山北町都市計画マスタープランの構成

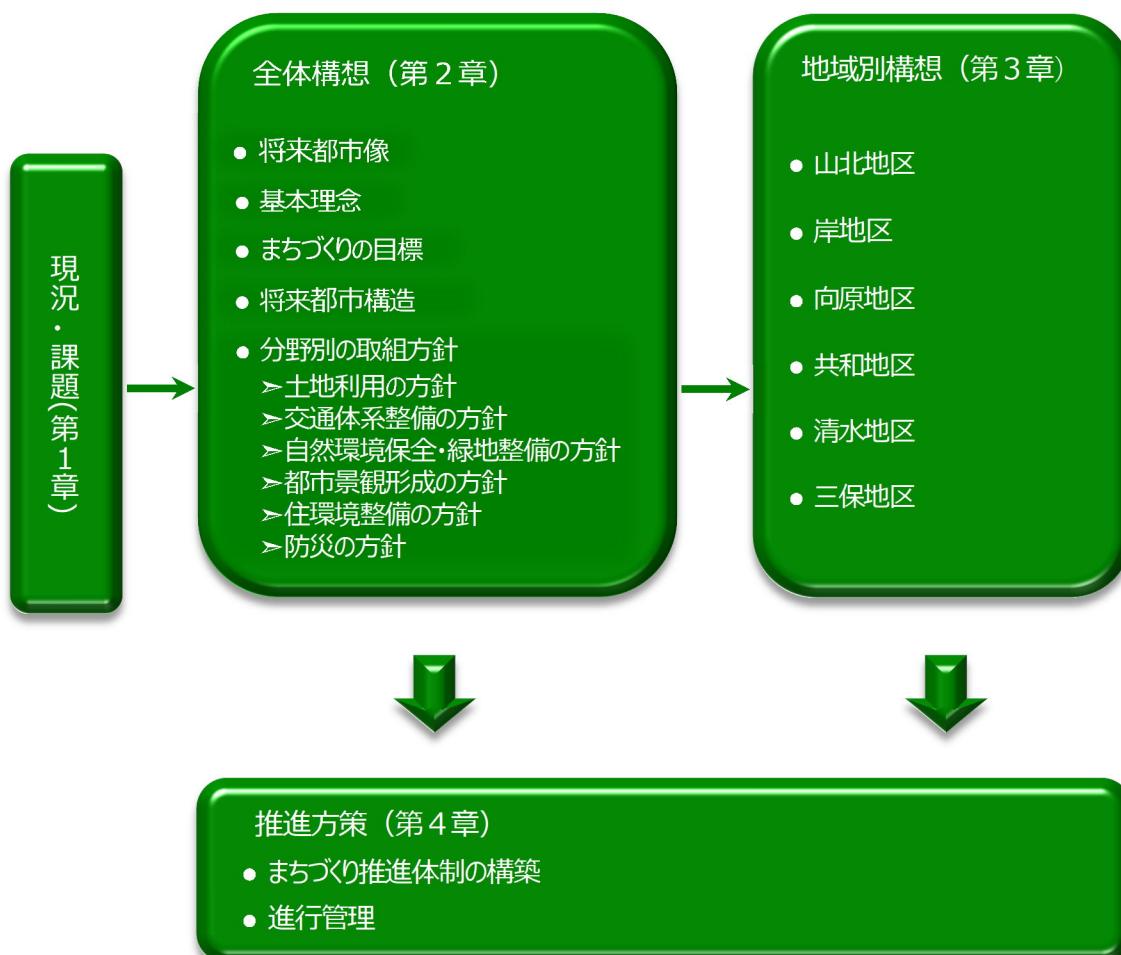
山北町都市計画マスタープランを次のように構成します。

- 第1章 現況・課題
- 第2章 全体構想
町全体を対象としたまちづくりの目標や将来像及びその方針をテーマごとに示す。
- 第3章 地域別構想
全体構想に基づき、町内6地区ごとによるまちづくりの方針を示す。
- 第4章 推進方策
全体構想や地域別構想に示された方針を具体化するためのまちづくりの考え方を示す。

第1章「現況・課題」において、まちづくりに関する諸指標の分析や住民アンケート調査を通じてまちづくりの課題を明らかにします。

第2章「全体構想」で本町の20年後の将来像を示し、まちづくりの基本理念やまちづくりの目標及び将来都市構造を明らかにします。具体的な実施内容は第3章「地域別構想」における分野別の取組方針及び第4章「地域別構想」に記載します。

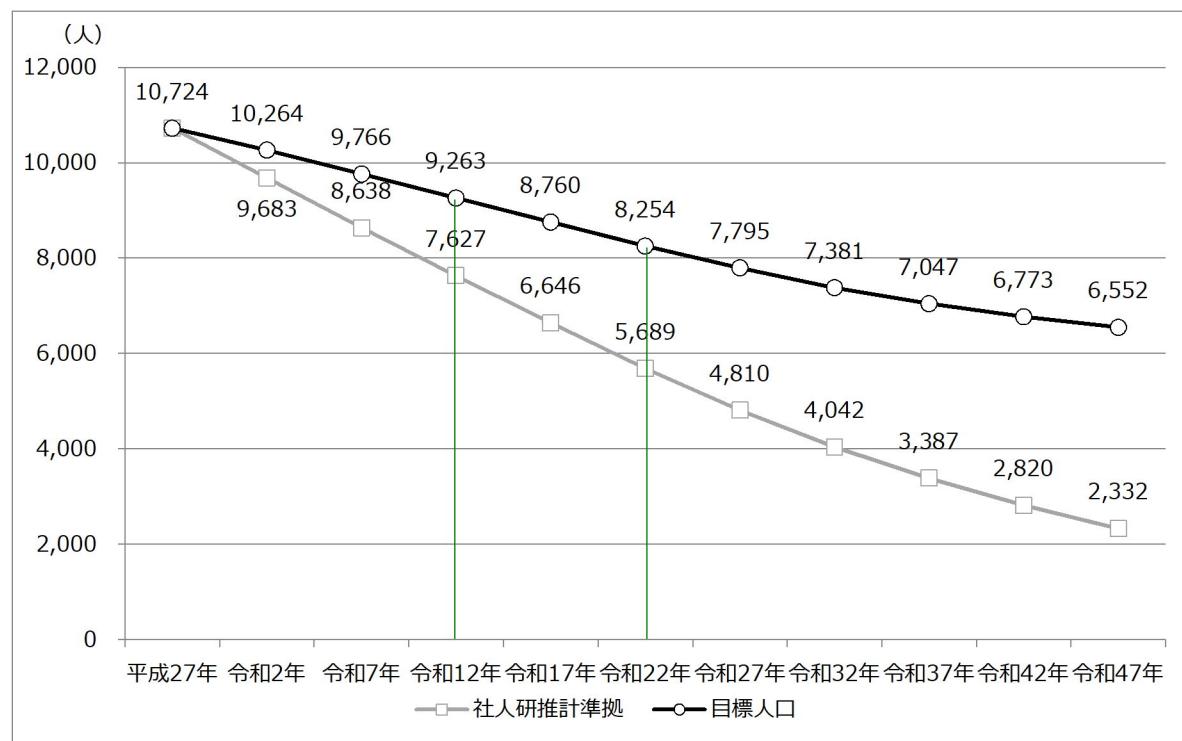
第4章では、まちづくりの実現にあたっての本町の体制について記載します。



7 目標人口フレーム

本町の総人口は、昭和 30 年の 16,689 人をピークとして減少が続いており、令和 2 年の総人口（住民基本台帳ベース）では 9,997 人となっています。「山北町 第 2 期 人口ビジョン・総合戦略」（令和 2 年 3 月）（以下、「人口ビジョン・総合戦略」という）における国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計によると、令和 2 年以降も人口は減少を続け、令和 12 年には 7,627 人、令和 22 年には 5,689 人、令和 47 年には 2,332 人まで減少すると予想されています。

一方、人口ビジョン・総合戦略では、「山北町第 5 次総合計画」の目標人口が令和 5 年に 11,000 人であることを鑑み、令和 47 年で 6,552 人を目標人口として設定しています。このため本計画においては、人口ビジョンにおける、本計画の目標年次人口 9,263 人を目標人口フレームとして設定します。



目標年次（令和 12 年（2030 年））における本町の目標人口：9,263 人

町のあらまし

●町のあゆみ

現在の本町域は、明治4(1871)年の廃藩置県により当時の足柄県に、明治9(1876)年には神奈川県に編入されます。明治22(1889)年の町村制施行と同時に、川村向原・川村岸・川村山北を併せて川村、皆瀬川と都夫良野の2ヶ村が合併して共和村になります。

さらに、明治42(1909)年には中川、世附、玄倉の3ヶ村が合併して三保村に、大正12(1923)年には谷ヶ、山市場、川西の3ヶ村が合併して清水村になります。明治22年に東海道線（現在のJR御殿場線）が開通し、現在の山北駅が開業することで鉄道の町として大いに賑わい、駅舎所在地である川村が昭和8(1933)年に町政を施行して山北町に改称します。

戦後の昭和30(1955)年には、当時の山北町と共和村、清水村、三保村が合併し、さらに北足柄村平山と松田町高松を編入し、現在の山北町が成立して現在に至っています。

●町章（昭和34年2月1日制定）



●町民憲章（昭和60年9月18日制定）

わたくしたちは、国定公園西丹沢の「心のふれ合う水と緑の町やまとた」の町民です。

先人の築いた歴史と風土に誇りを持ち、明るく住みよい町として限りない発展を願い、ここに町民憲章を定めます。

- 一、恵まれた自然を大切にし、美しいまちをつくります。
- 一、情操ゆたかな、文化のまちをつくります。
- 一、きまりを守り、礼儀正しいまちをつくります。
- 一、仕事にはげみ、活力のあるまちをつくります。
- 一、思いやりと笑顔のあふれるまちをつくります。